

神戸市立出合小学校いじめ防止基本方針

はじめに

いじめは、「どの子供にも、どの学校でも起こり得る」ものではあるが、決して許されないことである。本校の児童が、安心して学校生活を送ることができるように、「いじめ防止対策推進法第13条」の規定に基づき、いじめの防止等のための基本的な方針（以下「神戸市立出合小学校いじめ防止基本方針」という。）を策定する。

平成26年3月 神戸市立出合小学校
令和 7年4月 改訂

1. いじめの定義

「いじめ」とは、本校に在籍する児童に対して、本校に在籍している当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

本校では、「いじめ」を訴えてきた児童の立場に立ち、この「いじめ」の定義に関わらず、その訴えを真摯に受け止め、児童を守るという立場に立って事実関係を確かめ、対応に当たる。

2. 本校の教職員の姿勢

- ・神戸市いじめ指導三原則「するを許さず、されるを責めず、第三者なし」を核とした指導を行う。
- ・児童一人一人が、自分の居場所を感じられるような学級経営に努め、児童との信頼関係づくりに努める。
- ・教育目標「心、学び、チャレンジ」をもとに、子供たち一人一人の力を伸ばす。
- ・道徳教育を通して、人権感覚や対人関係力を育てる。
- ・いじめの兆候を見逃さないように、教職員が積極的に情報交換を行う。
- ・いじめ問題は、管理職に報告し、組織的に対応する。
- ・保護者や地域の方々からの情報を生かす。

3. いじめ問題対策委員会の設置

（1）構成

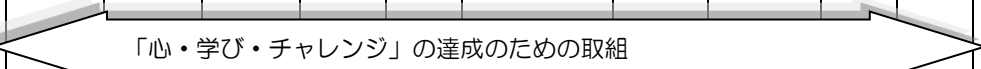
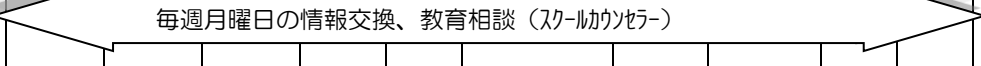
- ・校長、教頭、生徒指導係、各学年担当教諭、養護教諭、スクールカウンセラー
明石少年サポートセンターとも適宜情報共有

（2）役割

- ・いじめの未然防止のための取組について計画する。
- ・いじめの早期発見のための取組について計画する。
- ・いじめがあった場合、当該学級の担任を加え、事実関係の把握、関係児童、保護者への対応について協議する。また、児童の個人情報の取り扱いに十分注意し、全教職員へ情報を提供し、今後の対応を共通理解する。
- ・本校のいじめに関する取組の検証と改善を行う。

4. いじめに関する取組

(1) いじめの未然防止・早期発見

取組	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
未然防止	学年・学級づくり											中学校への引継ぎ
	人間関係づくり						こうべっ子いじめ防止広域キャンペーン		いじめをテーマにした授業参観			
早期発見	いじめ基本方針の確認		アンケート	アンケートの検証					アンケート	アンケートの検証		アンケートの検証 いじめ基本方針の見直し
												

① 児童一人一人が認められ、お互いを大切にしたい、学級の一員として自覚できるような学級づくりを行う。

② 「心・学び・チャレンジ」の目標が達成できるように取り組む。

「心」を育てる

- ・挨拶運動の推進、授業ルールの徹底により、気持ちのよい挨拶・返事ができる児童を増やす。
- ・プロアクティブの取組、人権尊重の取組をさらに進めることにより、自尊心や友達を大切にする意識を高めるとともに、いじめ防止に努める。
- ・生徒指導体制の共通理解により、規範意識を高める。
- ・心を開き、素直な心で歌声の響かせる児童を育てる。
- ・人権標語づくりに取り組むことにより、友達を大切にしようとする気持ちを養う。
- ・こうべっ子いじめ防止広域キャンペーンに参加し、いじめを許さない心情を育てる。
- ・地域の行事への参加や人々との交流を増やすことにより、地域を大切にする気持ちを養う。

「学び」方を知る

- ・聞く態度、話し方の指導により、学び合う意識を高める。
- ・朝の読書、読み聞かせ、読書推進活動により、児童の読書量を増やす。
- ・グループ活動を積極的に取り入れ、聞き合い教え合うことにより、学習の定着を図る。
- ・新学習システム教員や学びの基礎力推進補助員によるきめ細かな指導により、「できる」、「わかる」が実感できるようにする。

「チャレンジ」精神を高める

- ・児童による自主的な活動を効果的に取り入れることにより、挑戦する意欲を高める。
- ・全校行事の目標を達成できるように繰り返し取り組ませることにより、成功体験を増やす。
- ・スポーツ活動の指導体制を整えることにより、児童の参加機会を増やす。
- ・む・ご・ん清掃、準備や片付け、安全な学校生活について繰り返し指導することにより、正しい行動をしようとする精神を養う。

③ 「いじめ問題」に関する校内研修を行い、「いじめ」について本校教職員の理解と実践力を深める。

④ いじめの早期発見に努める。

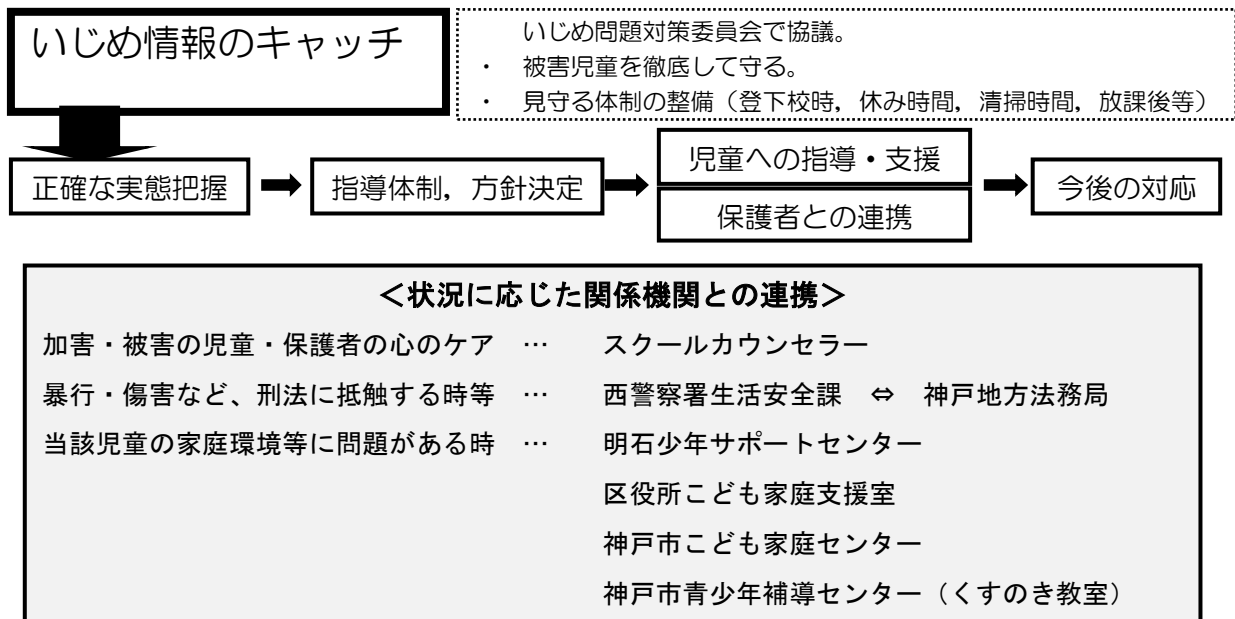
- ・いじめに関するアンケート調査を学期ごと（年3回）実施し、結果から児童の様子の変化などを

教職員全体で共有する。

- ・ いじめチェックリストを活用し、担任を中心に児童の状況を複数の教員で観察する。
- ・ 教員がチャンスカウンセリングを意識して行い、日常の児童の様子を見守る。
- ・ 児童の様子を多くの教員で見守り、週1回、気づいたことを共有する場を設ける。
- ・ スクールカウンセラーや養護教諭を中心に教育相談体制の充実を図る。
- ・ 保護者・地域に対して、児童が発する変化のサインに気づいたら、すぐに学校に相談することの大切さを伝える。
- ・ 「いじめ問題」は、学校・家庭・地域の連携を深めることが大切であることを各種保護者会、学校だより、ふれあい懇話会、地域での会合等で伝えて、理解と協力を得る。

(2) いじめへの早期対応

いじめの兆候に気づいた時には問題を軽視することなく早期に事実関係の把握を行い対応する。



- ・ いじめられている児童や保護者からの訴えを、親身になって聞き、児童の悩みや苦しみを受け止め、児童を支え、いじめから守る姿勢をもって対応することを伝える。
- ・ いじめに関する相談を受けた教員は、管理職に報告するとともに、いじめ問題対策委員会等、校内で情報を共有する。
- ・ 学校として組織的な体制のもとに、事実関係の把握を行う。
- ・ 事実関係を正確に当該の保護者に伝え、学校・家庭の協力のもとに解決していく。
- ・ 再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者への支援と、いじめを行った児童への指導と保護者への支援を継続的に行う。
- ・ 状況によっては、教育委員会事務局、所轄警察署、少年サポートセンターと連携して対処する。

(3) 特別な支援を要する児童への配慮

特別支援学級に在籍する児童、もしくは通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童に対する「いじめ」の未然防止・早期発見・早期対応には十分に配慮する。また、個々の児童を尊重する

教育の推進のため、特別支援学級と通常学級との交流を進める。

(4) インターネットやソーシャルメディア利用によるいじめへの対応

- ・パソコンや携帯電話、スマートフォン等の利用に関して、マナーやルールづくり等について保護者に協力を依頼する。
- ・インターネットやソーシャルメディアの特殊性による危険性について、最新の情報を把握して児童や保護者に啓発する。
- ・情報モラル教育を積極的に進めるために、少年サポートセンターをはじめとする関係機関との連携を進める。
- ・インターネットやソーシャルメディア利用によるいじめを認知した場合、書き込みや画像の削除等の迅速な対応を図ると共に、事案によっては警察や法務局等の関係機関と連携して対応する。

5. 地域との連携

- ・地域の会合等で、いじめの現状や取組を発信すると共に、家庭や地域での協力・見守りを依頼する。

6. 重大事態への対処

- ・重大事態が発生した際は、教育委員会事務局へ迅速に報告する。
- ・教育委員会事務局の指示のもと、組織を設け調査する。
- ・重大事態が発生したことを真摯に受け止め、事実関係を把握し調査委員会に速やかに提出する。
- ・いじめを受けた児童及び保護者に対しては、学校として説明責任があることを自覚し、真摯に状況を説明する。

7. 家庭の役割と保護者の責務

- ・子供たちの豊かな人間性を育むためには、第一義的に責任を担う保護者が、家庭を安らぎと安心を与える場にすることが大切である。
- ・保護者は、日頃から子供たちの規範意識を養うために、いじめ問題等についても日常の生活体験を通じながら、決して許されるものではないということを丁寧に指導する必要がある
- ・いじめを受けた場合は速やかに学校と協力し、子供をいじめから守らなければならない。また、いじめを行った場合も、学校や関係保護者と協力し、解決に向けて努力をしなければならない。

8. その他

- ・学校評価においては、年度毎の取組について、児童、保護者からのアンケート調査等の結果を公表し、次年度の取組の改善に生かす。
- ・この基本方針は本校の状況に応じて、出合小学校いじめ問題対策委員会において点検・見直しをすすめ、適切に改訂を行う。